

令和 3 年 3 月 1 1 日

○条例

小田原市立病院職員の特殊勤務手当の特例を定める条例

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市立病院職員の特殊勤務手当の特例を定める条例施行規則

小田原市立病院職員の特殊勤務手当の特例を定める条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 1 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 号

小田原市立病院職員の特殊勤務手当の特例を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の患者等の対応を行う小田原市立病院（以下「市立病院」という。）の職員に対して支給する特殊勤務手当の特例を定めるものとする。

(新型コロナウイルス感染症病棟業務手当)

第 2 条 市立病院の新型コロナウイルス感染症の専門病棟（以下「感染症病棟」という。）に勤務する職員及び感染症病棟の運営に係る指導、支援等の業務を行う職員に対しては、新型コロナウイルス感染症病棟業務手当を支給する。

2 前項の新型コロナウイルス感染症病棟業務手当の額は、業務の種類に応じ、日額 5, 0 0 0 円又は月額 3 万円以内において規則で定める額とする。

(新型コロナウイルス感染症に係る感染症接触手当の特例)

第 3 条 感染症病棟において新型コロナウイルス感染症の重症患者に接触して行う作業その他の規則で定める作業に従事した市立病院の職員に対して支給する小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 年小田原市条例第 2 号）附則第 6 項に規定する感染症接触手当については、同条例附則第 7 項の規定にかかわらず、同項に定める額に 2, 0 0 0 円以内において規則で定める額を加算することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 1 1 月 1 4 日から適用する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 1 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 号

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

小田原市部等設置条例（昭和 4 2 年小田原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「秘書室」を「秘書室
広報広聴室」に改める。

第 2 条秘書室の事務分掌の次に次の室名及び事務分掌を加える。

広報広聴室

(1) 広報及び広聴に関する事項

第 2 条企画部の事務分掌中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、同部の事務分掌(7)中「電子計算業務」を「デジタル化」に改め、同部の事務分掌(7)を同部の事務分掌(6)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(小田原市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)

2 小田原市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成 2 6 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「秘書室」の次に「及び広報広聴室」を加える。

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 1 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 4 号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市職員定数条例（昭和 2 4 年小田原市条例第 1 0 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「水道事業管理者」を「病院事業管理者、上下水道事業管理者」に、「職員（副市長及び教育長並びに）」を「一般職の職員（）」に改める。

別表中

市長の事務部局	一般職員	1, 0 5 0	を
	病院の職員	6 7 0	
水道事業管理者の事務部局の職員		7 0	」

市長の事務部局の職員	1, 0 2 0	人	に
病院事業管理者の事務部局の職員	6 7 0		
上下水道事業管理者の事務部局の職員	1 0 0		

改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 1 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 5 号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条に次の 1 号を加える。

(6) 市立保育所及び小田原市障害児通園施設における給食費

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 1 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 6 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 1 2 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条第 1 項第 3 号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「3 0 0 平方メートル」を「1, 0 0 0 平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 6, 0 0 0 円

第 2 0 条第 1 項第 1 号ウ(イ)中「同じ。）」の次に「（当該部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合に限る。）」を加え、f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(イ) b 中「3 0 0 平方メートル」を「1, 0 0 0 平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 共用部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 4 0, 0 0 0 円

第 2 0 条第 1 項第 1 号ウ(ウ)中「同じ。）」の次に「（(エ)に該当するものを除く。）」を加え、f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(ウ) b 中「3 0 0 平方メートル」を「1, 0 0 0 平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの 3 0 0, 0 0 0 円

第 2 0 条第 1 項第 1 号ウに次のように加える。

(エ) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に係るものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
97,000円
- b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
120,000円
- c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
160,000円
- d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
250,000円
- e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
330,000円
- f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
390,000円
- g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
460,000円

第20条第1項第2号ウ(イ)中「共用部分」を「共用部分(当該部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合に限る。)」に改め、fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

- b 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
17,000円

第20条第1項第2号ウ(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

- b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
17,000円

第23条第1項第1号ア(ア)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合することについて判定する」を「(イ)に該当する場合以外の」に改め、fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円

第23条第1項第1号ア(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円

第23条第1項第1号イ(ア)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合することについて判定する」を「(イ)に該当する場合以外の」に改め、fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号イ(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 31,000円

第23条第1項第1号イ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号イ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 26,000円

第23条第1項第3号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号イ(イ)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、同号ロ(1)）又は同令第10条第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る」を「(ウ)に該当するものを除く」に改め、fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号イ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円

第23条第1項第3号イ(ウ)中「(イ)に該当するものを除く」を「建築物エネルギー消

費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)）に定める基準に係るものに限る」に改め、fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号イ(ウ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円

第23条第1項第3号ウ中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同号ウ(ア)及び(イ)中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同号ウ(ウ)中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同項第4号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号イ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号イ(イ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円

第23条第1項第4号ウ中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同号ウ(ウ)中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同項第5号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号ア及びイ中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ウ中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同号ウ(エ)中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同項第6号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項（同法第31条第2項）を「第35条第2項（同法第36条第2項）に改め、同項第7号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号ウ(ウ)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又は同項第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る」を「(エ)に該当するものを除く」に改め、fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(ウ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円

第23条第1項第7号ウ(エ)中「(ウ)に該当するものを除く」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものに限る」に改め、fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(エ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(エ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円

第23条第1項第8号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号イ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号イ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

小田原市立病院職員の特殊勤務手当の特例を定める条例施行規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 1 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 3 号

小田原市立病院職員の特殊勤務手当の特例を定める条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市立病院職員の特殊勤務手当の特例を定める条例（令和 3 年小田原市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(新型コロナウイルス感染症病棟業務手当の額)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 感染症病棟に勤務する職員 次に掲げる当該職員が従事する業務の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の診療又は看護 1 日
(交代制勤務者にあつては、1 勤務。以下同じ。)につき 3, 0 0 0 円

イ 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の看護の補助 1 日につき 2, 0 0 0 円

ウ ア又はイに準ずると認められる業務 当該業務の内容に応じ、市長が別に定めるところにより、1 日につき 2, 0 0 0 円又は 1, 0 0 0 円

(2) 感染症病棟の運営に係る指導、支援等の業務を行う職員 次に掲げる当該職員が従事する業務の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 感染症病棟の運営に係る指導等の業務 1 月につき 3 万円

イ 感染症病棟の運営に係る支援等の業務 当該業務の内容に応じ、市長が別に定めるところにより、1 月につき 2 万円又は 1 万円

(新型コロナウイルス感染症に係る感染症接触手当の特例)

第 3 条 条例第 3 条の規則で定める作業は、小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例

施行規則（平成2年小田原市規則第2号）附則第6項各号に掲げる作業であって、新型コロナウイルス感染症の重症患者に接して行うものとする。

2 条例第3条の規則で定める額は、1日につき2,000円（看護の補助の作業にあつては、1,000円）とする。

3 前2項の規定は、条例第2条の新型コロナウイルス感染症病棟業務手当の支給を受ける職員については、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。